

平成23年(再)第24号 再生手続開始申立事件

決 定

静岡県掛川市駅前1番地の9
再生債務者 丸和商事株式会社
代表者代表取締役 藤澤 勝

主 文

- 1 丸和商事株式会社について再生手続を開始する。
- 2 (1) 再生債権の届出期間 平成23年6月30日まで
(2) 認否書の提出期限 平成23年7月29日
(3) 再生債権の一般調査期間
平成23年8月5日から平成23年8月12日まで
(4) 報告書等(民事再生法124条, 125条)の提出期限
平成23年6月14日
(5) 再生計画案の提出期限 平成23年8月19日
- 3 再生債務者が会社分割(再生計画による場合を除く。)をするには, 当裁判所の許可を得なければならない。

理 由

証拠によれば, 再生債務者は, 民事再生法21条1項に該当する事実が認められ, 同法25条各号に該当する事実は認められない。

平成23年4月14日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 住友隆行

裁判官 片山 健

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 西林 崇之

